

入札参加資格承継審査申請について

《建設工事》

京田辺市建設工事競争入札参加資格承継事務取扱要領に定める承継審査申請の手続き等については、以下のとおりとする。

1 承継事由ごとの申請要件

承継事由ごとに必要な申請要件は、次の表に掲げるとおりです。

承継事由	申請要件
合併	(1) 承継者及び被承継者は、適法な合併手続きを行っていること。 (2) 被承継者は、被承継者が有するすべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。
会社分割	(1) 承継者及び被承継者は、適法な会社分割手続きを行っていること。 (2) 被承継者が承継者に承継させた登録業種に係る建設業許可の廃業届を提出すること。
事業譲渡	(1) 承継者及び被承継者が、適法な事業譲渡手続きを行っていること。 (2) 被承継者が承継者に承継させた登録業種に係る建設業許可の廃業届を提出すること。
法人成り	(1) 被承継者は、被承継者が有するすべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。 (2) 被承継者が当該事業を承継させる承継者の代表者であること。 (3) 承継者は、被承継者の事業の廃止と連続して営業を開始していること。
相続	(1) 被承継者は、被承継者が有するすべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。 (2) 被承継者が死亡した場合、承継者は相続人であること。 (3) 被承継者が老齢又は疾病のために建設業に従事できなくなった場合、承継者は生計を一にする同居の親族であること。 (4) 承継者が相続して当該事業を営むことについて、被承継者のすべての相続人が同意していること。 (5) 承継者は、被承継者の事業の廃止と連続して営業を開始していること。

2 申請書提出

承継申請は、事業の連続性と承継者の円滑な経営を考慮して、特例として取扱うものです。
したがって、事業承継の事実発生日以降、速やかに提出して下さい。

承継事由	事実発生日
合併	合併登記を行った日
会社分割	分割登記を行った日
事業譲渡	全部譲渡で譲受会社が新たに設立された場合は設立登記を行った日。それ以外は事業譲渡を実施した日
法人成り	承継した法人の設立登記を行った日

相続等	個人事業主が死亡した場合は、当該個人事業主が死亡した日。個人事業主が高齢等により事業を継続できなくなった場合は、当該個人事業主が廃業した日
-----	-----------------------------------------------------------------------

3 提出方法

- ・郵便又は持参
- ・郵便の場合は、封筒の表に「承継申請」と朱書きしてください。
- ・提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ね、クリップ留めをしてください。ファイル等の綴じ込みは不要です。

4 提出先（問合せ先）

〒610-0393 京田辺市田辺80番地
京田辺市役所 建設部 建設政策推進室
電話 0774-64-1340（直通）

5 業者区分

申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき、次のとおり区分します。

- 市内業者 京田辺市内に主たる営業所を有する者
- 市外業者 市内業者以外の者

6 共通提出書類

- 提出部数 1部
- 提出書類（承継者のもの）

提出書類名	備考	業者区分	
		市内	市外
1 建設工事入札参加資格承継審査申請書	〈様式第12号〉（写し不可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	・最新のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 建設業許可通知書又は建設業許可証明書写し		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 技術職員名簿等	・市内業者のみ提出すること		
	技術職員名簿の写し	・経営事項審査申請時に提出したもの。なお、経営事項審査申請時以降、技術職員に変更が生じている場合は、現時点の技術職員に修正していただき、併せて、新たな採用等による追加者については、常用雇用が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を提出してください。	<input type="radio"/> —

	技術職員の資格を証明する書類の写し	ア技術職員名簿に記載されている者の国家資格等を証明するもの イ監理技術者資格者証（両面の写し）及び監理技術者講習修了書（交付を受けている方） ウ実務経験証明書（実務経験の方）※1	○	—
5	営業所専任技術者名簿	・様式第12号に記載された「主たる営業所」及び支店、営業所等に委任する場合の欄に記載された「受任先」における全ての営業所専任技術者について記載してください。〈様式第7号〉	○	—
6	代表者印鑑証明書（写し可）	・法人の場合は法務局、個人の場合は市区町村長の証明を受けてください。発行日より3か月以内のもの	○	○
7	使用印鑑届	・入札、契約、請求等の代表者印に実印以外の印鑑を使用する場合のみ提出ください。なお、受任先（受任者）を定めた場合には、届け出は不要です。 〈様式第5号〉	△	△
8	誓約書	・〈様式第13号〉	○	○
9	委任状	・入札、契約等の権限を支店、営業所等に年間委任する場合に提出してください。〈様式第8号〉	○	○
10	その他	・必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。	△	△

適用：「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。

【注】

※1 「技術職員の資格を証明する書類の写しの実務経験証明書（実務経験者の方）」について
 ・実務経験証明書は、建設業許可申請時に使用する様式（第9号）に準拠したものとし、実務経験の内容として記載する工事は、1年に1つ以上主な経験工事を記載してください。

7 承継事由ごとに提出する書類

承継事由	提出書類	適用
吸 收 合 併	○合併契約書の写し ○合併後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書※2 ○存続会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 ・京田辺市が課するすべての税において滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（京田辺市が発行する納税証明書。市内業者は必須、市外業者は該当時。）※3 ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3又はその3の3）※4	存続会社
	○商業登記閉鎖事項全部証明書※2	
新 設 合 併	○合併契約書の写し ○合併後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書※2	新設会社
	○商業登記閉鎖事項全部証明書※2	

吸 收 分 割	<ul style="list-style-type: none"> ○分割契約書の写し ○吸収後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※2 ○承継会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・京田辺市が課するすべての税において滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（京田辺市が発行する納税証明書。市内業者は必須、市外業者は該当時。）※3 ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3又はその3の3）※4 	承継会社
	○分割後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※2	分割会社
新 設 分 割	<ul style="list-style-type: none"> ○分割計画書の写し ○設立後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※2 	新設会社
	○分割後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※2	分割会社
事 業 讓 渡	<ul style="list-style-type: none"> ○事業譲渡契約書の写し ○事業譲渡後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※2 ○譲受会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・京田辺市が課するすべての税において滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（京田辺市が発行する納税証明書。市内業者は必須、市外業者は該当時。）※3 ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3又はその3の3）※4 	譲受会社
	○事業譲渡後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※2	譲渡会社
法 人 成 り	<ul style="list-style-type: none"> ○商業登記現在事項全部証明書 ※2 ○定款の写し 	承継者
	○事業廃止に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の廃業届出書」の写し（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」の欄に承継者が記載されていること。）	被承継者
相 続	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書（日本国籍の場合）又は住民票（外国籍の場合）並びに成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明 ※5 ※6 ○被承継者と承継者の関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本 ○承継同意書（様式第14号）及び同意人の印鑑証明書 ※7 ○事業開始に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の開業届出書」の写し ○京田辺市が課するすべての税において滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（京田辺市が発行する納税証明書。市内個人事業主は必須、市外個人事業主は該当時。）※3 ○申告所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3又はその3の2）※4 	承継者
	○事業廃止に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の廃業届出書」の写し	被承継者

【注】

※2 「商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書」「商業登記閉鎖事項全部証明書」について

- 登記処理の関係で申請時に間に合わないときは、株主総会等の議事録（持分会社の場合は総社員の同意書）の写しを提出してください。

※3 「京田辺市が課するすべての税において未納がないことを証明する納税証明書」について

- 京田辺市税の未納がないことを証明する納税証明書は、京田辺市が課する市税（法人等市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等）に滞納繰越分も含めて未納がないことを証明するものです。

※4 「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について

- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書（法人の場合は、税務署様式その3又はその3の3。個人事業主の場合は、その3又はその3の2。）が発行されますので、必ず提出してください。

※5 「身分証明書（日本国籍の場合）又は住民票（外国籍の場合）」について

- 本籍地の市区町村が発行したものです。証明書の申請方法等については、市区町村の担当課にお問い合わせください。
- 外国籍の方は、外国人登録法の廃止と入管法（出入国管理及び難民認定法）等の改正に伴い外国人登録済証明書が廃止され、住民票が交付されることになりました。

※6 「成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明」について

- 全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口へ申請してください。

※7 「承継同意書及び同意人の印鑑証明書」について

- 承継同意書（様式第14号）は、個人事業主が相続人に当該事業を承継する際に、関係相続人全員からの同意を得ていただくものです。
提出にあたっては、同意を得た相続人全員の印鑑証明書と一緒に添付してください。

※8 被承継者の入札参加資格の取扱い

- 承継申請を経て、承継者が有資格者名簿に登録された場合は、当該承継に係る登録業種についての被承継者の入札参加資格は、有資格者名簿から抹消されます。

※9 有資格者名簿への登録日（入札参加資格の効力の発生日）

- 入札参加資格承継審査の完了日です。（概ね申請書の受理日から10日間程度）。

※10 京田辺市と締結した契約の契約期間中に会社合併等の当事会社となった場合

- 被承継者は、契約承継承諾願（様式第15号）を提出し、当該契約に係る権利義務関係の承継を申請すること。

◇ 提出書類の各様式について

- ・共通提出書類又は承継事由ごとに提出する書類において当市が定める提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<http://www.kyotanabe.jp/>